

入ってますか？労働保険

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です～

労働保険とは、「労働者の工作中や通勤中の負傷・疾病に備える**労災保険**」と「労働者の失業や育児・介護による休業に備える**雇用保険**」を総称したもので、労働者の安全と生活を守り、雇用の安定を図るための国の保険制度です。労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険に加入することが法律で義務付けられています。

まだ成立手続がお済みでない場合は、所轄の労働基準監督署または公共職業安定所（ハローワーク）にて、速やかに手続をお願いします。

成立手続の詳細は、福岡労働局ホームページをご覧ください

【お問い合わせ先】

福岡労働局総務部労働保険徴収課 TEL：092（434）9835



入ってますか？労働保険

～11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です～

労働者（パート・アルバイトを含む）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（**労災保険・雇用保険**）への加入が法律で義務付けられています。

まだ、成立手続がお済みでない場合は、所轄の労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）で速やかに手続をお願いします。

成立手続の詳細は、福岡労働局ホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】

福岡労働局総務部労働保険徴収課

TEL 092（434）9835

